資料 1−2

「ピリフルキナゾン」及び「ベンチアバリカルブイソプロピル」の食品安全基本法第２４条第１項に基づく食品健康影響評価について

１．経緯

「ピリフルキナゾン」については平成１９年１１月２９日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨、「ベンチアバリカルブイソプロピル」については平成１９年１１月２９日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請、農林水産省より連絡があったところである。

これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

２．評価依頼物質の概要

（１）ピリフルキナゾン

本薬は殺虫剤である。今回、新たにばれいしょ、キャベツ等への適用が申請されている。

ＦＡＯ/ＷＨＯ合同残留農薬専門家会議（ＪＭＰＲ）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。

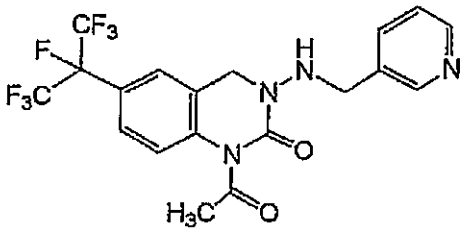

（２）ベンチアバリカルブイソプロピル

本薬は殺菌剤であり、平成１９年１２月現在、きゅうり、トマト等に登録があり、きゅうり、トマト等について食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、新たになす、キャベツ等への適用が申請されている。

ＪＭＰＲにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。

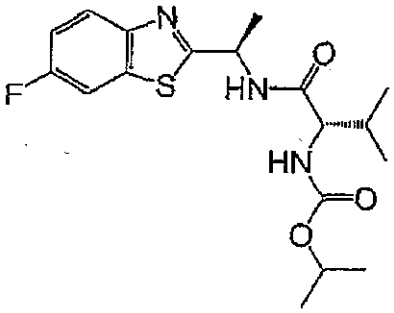

３．今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。